

丸紅エネルギー株式会社 行動計画

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を以下の通り定め、育児は勿論のこと、雇用環境の改善に向け次のような取り組みを推進していきます。

1. 計画期間 2021年5月1日～2024年3月31日

2. 計画内容

目標1： 段階的な所定外労働の削減

- 【2021年度～】
 - ・毎月1回のNo残業デー（全社共通）は継続実施
 - ・振替勤務・振替休日の利用を促進し、休日勤務を削減する
 - ・深夜（22時以降）の時間外勤務の大幅な削減を目指す
 - ⇒ 前年度実施者は半減を、未実施者は継続して実施しないことを目標とする
- 【2022年度～】
 - ・深夜（22時以降）の時間外勤務の原則禁止
 - ・月1回の全社共通のノー残業デーに加え、セルフノー残業デーを月2回実施
- 【2023年度～】
 - ・21時～22時の時間外勤務の大幅な削減を目指す

目標2： 休暇取得の促進

- 【2021年度～】
 - ・夏季休暇（6月1日から9月30日の期間で3日以内）の取得期間を通年取得可とする。（昨年度コロナ禍での対応を継続）
 - ・年次休暇のプラスワン活動導入（申請者は上乗せして取得を心掛ける、承認者は上乗せ取得を呼びかける）
 - * 時間休取得 ⇒ 半休取得へ
 - * 半休取得 ⇒ 1日取得へ
 - * 1日休暇取得 ⇒ 連休取得へ

目標3： 男性の育児休業取得の促進

- 【2021年度～】
 - ・対象者に社内制度の説明や相談等の対応を積極的に行う。
 - ・育児に関する情報（パンフレット等）を個別配付（必要があれば説明）するなどの情報提供や、復職後について十分フォローする

目標4： 在宅勤務及び時差勤務の導入

- 【2021年度～】
 - ・在宅勤務及び時差勤務の更なる推奨により、育児・介護との両立がしやすいようにする。

以上／丸紅エネルギー株式会社
人事総務部人事総務課